

平成30年度事業計画

1. 英霊顕彰事業

(1) 総理、閣僚の靖国神社参拝の継続・定着運動の推進等

先の大戦で国の礎となられた戦没者の尊い犠牲により、我が国は今日、平和と自由を享受できている。戦没者に対し、国家・国民は、尊崇と感謝の誠を捧げることを決して忘れてはならない。

靖国神社は、戦没者を祀る我が国唯一の追悼施設であり、国を代表する内閣総理大臣が参拝し、英霊に尊崇と感謝の誠を捧げることは、極めて当然のことであり、国家存立の基本である。

今後とも、総理、閣僚の靖国神社への参拝が定着化するよう日本遺族会を通して運動を推進していく。

(2) 高知県護国神社の慰霊行事への奉賛協力等

本県においては、知事の高知県護国神社への参拝が、春秋の例大祭等へ継続して行われており、遺族はひとしく感謝している。引き続き、知事の護国神社への参拝を要請するとともに、県内の多くの地方公共団体の首長等に参拝を求めていく。

遺族会としても、高知県護国神社に対し、本会役職員による例大祭をはじめ各種慰霊行等への奉賛協力を行う。

(3) 地方自治体による追悼式等の実施

戦没者の追悼式等は遺族のためのものではなく、国の平和と愛する郷土の平安、そして家族の幸せを願って犠牲と

なられた方々を慰霊顕彰するものであり、各自治体は率先して実施すべきである。今後とも、県内のできるだけ多くの自治体により追悼の行事が実施、継続されるよう、行政に対し要望を続ける。

各地区遺族会は、遺族の高齢化に伴い追悼式等への参列者が年々減少していることから、参列に当たっては、孫・ひ孫と一緒に参加するよう努める。また、追悼式の挙行にあたって、県をはじめいくつかの市町村では、中学生等による「平和の作文」の朗読や若い世代の献花など、式典内容が見直されている。今後とも、各自治体で行われる追悼式について、式典を後世代に引き継いでいけるよう平和学習の一環としての児童・生徒の参列の促進と内容の見直しを継続して要請していく。

さらに、市町村や各種団体が行う追悼式等へ本会役員が可能な限り参列し、追悼の言葉を述べるなど慰霊・追悼を行う。

(4) 戦跡慰霊巡拝などの実施

- ① 沖縄や南方地域で散華された本県出身の英霊1万8千5百余柱が祀られている沖縄「土佐之塔」への慰霊巡拝を11月に2泊3日の日程で実施することとし、会員の多くが参加しやすい慰霊巡拝とするため、参加負担金の軽減に努める。
- ② 遺族会として取り組んでいる忠霊塔の実態調査、戦没者遺品など戦時資料の収集について、適宜にホームページの更新を行うとともに、会員への遺品等の収集の呼び

かけを継続する。

特に、遺族の高齢化により困難になりつつある忠霊塔の維持管理について、行政等に対し積極的な支援を求める。

(5) 遺児慰霊友好親善事業等

日本遺族会が国の補助を受けて実施する本事業は、参加者が年々減少傾向にあるが、遺児にとって亡き父の戦没地現地で慰霊追悼を行うとともに、改めて英霊顕彰を考える貴重な機会である。このため、遺族会報のほか県及び市町村の広報誌への掲載依頼、遺族会のホームページなどにより、参加者募集に努める。

また、日本遺族会に対して、戦没者遺児の配偶者の参加や孫・ひ孫などへの参加対象の拡大を要望していく。特に、遺児の配偶者については、永年にわたり遺児と一体となり戦没者の慰霊活動を行ってきており、遺児同様に高齢化が進むなかで一刻も早い実現を望みたい。

【平成30年度実施地域】

① 広域地域 14地域、792名（予定）

旧満州 旧ソ連 西部ニューギニア トラック・パラオ諸島 北ボルネオ・マレー半島 マリアナ諸島 ビスマーク諸島

東部ニューギニア フィリピン ソロモン諸島

ミャンマー・タイ 台湾・バシー海峡 マーシャル・ギルバート諸島 中国 （二次）フィリピン

② 特定地域 3地域、108名（予定）

西部ニューギニア 東部ニューギニア ミャンマー

(6) 政府（厚生労働省）主催の遺骨収集帰還事業等

一昨年3月の「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」の成立や事業実施のための「一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会」の指定に伴い、大幅に事業規模及び予算額が拡充された。

これを機会に、事業への孫・ひ孫等の参加を一層促すとともに、日本遺族会に対して、一般の方の参加を促進するためのPR活動の徹底や参加しやすい環境づくりに努めるよう積極的に働きかける。

【平成30年度遺骨収集帰還等実施地域】

フィリピン・東部ニューギニアなど、19地域（予定）

【平成30年度慰霊巡拝実施地域】

フィリピン・東部ニューギニア・ビスマーク・ソロモン諸島・ミャンマー・中国・旧ソ連地域など、12地域（予定）

(7) 全国戦没者追悼式への参列

国が8月15日に実施する全国戦没者追悼式へ参列する公費対象の遺族代表を県から依頼を受けて募集し、県とともに遺族団を引率・参列する。参列者の募集に当たっては、県の広報誌、遺族会報のほか、各地区遺族会での参加の呼びかけを活発に行うよう努める。

また、国費での参列対象者の範囲を拡大や、児童・生徒など次世代の参列を促すため式典内容の見直しなどについて、引き続き要請していく。

2. 広報啓発事業

高知県遺族会報を隔月発行し、国の援護行政の情報、県内の各地区遺族会の活動状況や日本遺族会の動向などの情報を提供するほか、会員などに対し広く投稿を求めるなど、魅力ある紙面づくりに努める。

また、遺族会のホームページの活用により遺族会の目的、組織や活動内容の積極的なPRを行い、その運営や組織の拡充強化等に努める。

3. 遺族福祉向上事業

(1) 公務扶助料等の改善

戦没者遺族に対して支給される公務扶助料等は、国家補償の理念に基づいて支給されるものであって、この理念に基づいて改善が行われるよう、日本遺族会を通して強く国に働きかける。

また、特別弔慰金の支給については、戦没者と一定の生計維持関係を求める現行の支給要件を撤廃し対象者を拡充することや、弔慰金の本来の趣旨に沿って実際に戦没者の「墓守り」をしている者を支給対象とすることなどの改善要望を行う。

(2) 組織の拡充強化

遺族会は会員の高齢化に伴って組織が弱体化してきており、遺族福祉の向上を図っていくうえでも拡充強化が求められている。このため、遺族会及び各地区遺族会は一層の連携を図り、次の取組を推進する。

① 戦没者の遺児は、組織の中心的役割を担うことを自覚し、慰霊祭への参加、会費の徴収、遺族会報の配布等々、積極的に遺族会の活動に参加協力する。また、各種事業に戦没者の孫・ひ孫等と一緒に参加するなど、新たな後継者づくりに努力する。

② 遺族会は、後継者としての孫・ひ孫を中核とした「青年部」の組織化に向け、孫・ひ孫等の実態調査を継続する。また、対象者等に対し、遺族会が実施する追悼行事や研修会への参加を促進するなど、遺族会等に対する理解を深め、入会者の確保に努力する。

③ 各地区遺族会は、引き続き、新規会員の獲得と後継者の育成を図る。こうした直面する課題に対応し支部活動の活性化に向け、遺族会は地域遺族会活動奨励費の助成金の確保に努める。

ア 各地区遺族会は、亡くなられた正会員の遺族、全国戦没者追悼式、慰霊友好親善事業及び遺骨帰還事業等の参加者、特別弔慰金受給者などを中心に入会を働きかける。

イ 女性遺児の参加を積極的に要請するとともに、遺児の配偶者等の入部を促進する。

④ 会費の減少や金利の低下により、財源の確保が大きな課題である。このため、新たな会員の確保や各自治体に遺族会への支援の継続を働きかけるなど、安定的な財政運営の確保に努める。

(3) 老人福祉事業

遺族大会の場で、85歳（未表彰者）と100歳を迎え

た戦没者の妻を表彰し、これまでのご労苦に感謝する。

(4) 壮年部・女性部事業

現在、遺族会は活動の中心となってきた遺児等の高齢化に伴い、組織の維持・運営財源の逼迫等、多くの課題を抱えている。

当面、英霊顕彰や遺族福祉の向上などの遺族運動を中心となって担っていく遺児は、こうした遺族会のおかれている厳しい現状を認識し、その資質向上を図ることが必要となる。

このため、遺族会報等を活用し広く会員等に参加を呼びかけ、壮年部・女性部と合同で研修を実施する。また、日本遺族会が開催する研修会への積極的な参加など、全国の遺族会とともに組織の後継者としての意識向上、共有化を図る。

(5) 青年部事業

戦争を知らない世代が国民の八割を超え、遺児を中心とした遺族会員の高齢化が顕著となる中で、戦争の体験や記憶を語り継いでいくことが喫緊の課題となっている。

このため、孫・ひ孫を中心とした若い世代により、これまでの遺族運動を引き継いでいく。また、遺族会や日本遺族会などによる青年部研修会への参加などにより遺族運動への理解を深めるなど資質の向上を図る。

(6) 遺族大会

今年の遺族大会は、遺族会が昭和23年に設立以来、70年の節目の年を迎えることから、創立70周年記念遺

族大会として開催する。

開催に当たっては、広く参加者を募り、記念講演などを行い、参加者の遺族会活動への理解を深めるとともに、相互の親睦を図る。また、遺族大会の運営に、後継者としての孫・ひ孫などに積極的な参画を求める。